

(新)近畿地区土地政策推進連携協議会規約

(名称)

第1条 本会は、近畿地区土地政策推進連携協議会(以下「本協議会」という。)と称する。

(目的)

第2条 本協議会は、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法(平成 30 年法律第 49 号以下「所有者不明土地法」という。)の適正かつ円滑な施行を図るとともに、地方公共団体が行う用地業務、地籍調査等の土地政策を推進するため、関係する行政機関及び団体が連携することにより、もって用地業務、地籍調査等の円滑な遂行に寄与することを目的とする。

(活動)

第3条 本協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる活動を行う。

- 一 所有者不明土地法の施行に関する情報共有及び支援
- 二 前号に掲げるもののほか、所有者不明土地問題の解決に関する情報共有及び支援
- 三 地方公共団体等の用地業務、地籍調査等の円滑な遂行のための情報共有及び支援
- 四 その他土地政策の円滑な遂行のための情報共有及び支援
- 五 前各号に関する相談体制(ネットワーク)の構築、相談窓口の設置

(構成員及び準構成員)

第4条 本協議会の構成員は、別表1に掲げる行政機関及び別表2に掲げる協力団体のほか総会で加入を認められたものにより構成する。

2 準構成員は、別表3に掲げる市町村とする。

3 近畿地方整備局管轄区域(福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県)の市町村は、事務局へ加入を届け出ることにより準構成員となることができる。

(会長)

第5条 本協議会に、会長を置く。

2 会長は、国土交通省近畿地方整備局長をもってこれに充てる。

3 会長は、会務を統括し、本協議会を代表する。

4 会長に事故等があり職務を遂行できないときは、あらかじめ会長の指名する者が、その職務を代行する。

(総会)

第6条 総会は、通常総会及び臨時総会とし、構成員をもって構成する。

- 2 通常総会は、年度毎に会長の定める時期に開催する。
- 3 臨時総会は、会長が必要と認めるときに開催する。
- 4 会長が必要と認めるときは、構成員以外の者に総会への出席を求めることができる。
- 5 総会は、必要に応じて書面により開催することができる。
- 6 本規約の改正並びに構成員の加入又は脱会、準構成員の脱会、その他本協議会の会務に関する重要な事項については、総会において出席者の過半数をもって決定する。

(幹事会)

第7条 総会の下に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表4に掲げる者をもって構成し、座長がこれを主宰する。
- 3 座長は、近畿地方整備局用地部長をもってこれに充てる。
- 4 幹事会は、座長が必要と認めるときに開催する。
- 5 幹事会は、必要に応じ、書面により開催することができる。
- 6 幹事会は、次の各号に掲げる事項を審議する。
 - 一 本協議会の会務内容の調整及び執行に関する事項
 - 二 総会に報告する事案に関する事項
 - 三 総会が幹事会に委任した事項
 - 四 作業部会の設置及び解散に関する事項
 - 五 前各号に掲げるもののほか、本協議会の会務に関する事項
 - 六 幹事の変更等幹事会の会務に関する事項
- 7 座長が必要と認めるときは、幹事会構成員以外の者に出席を求めることができる。
- 8 座長に事故等があり職務を遂行できないときは、あらかじめ座長の指名する者が、その職務を代行する。

(作業部会)

第8条 幹事会は、第3条各号に掲げる事項を処理するため、作業部会を設置できる。

- 2 作業部会の運営等に関して必要な事項は、幹事会が別に定める。

(事務局)

第9条 本協議会の事務局は、近畿地方整備局用地部用地企画課に置く。

- 2 事務局長は、近畿地方整備局用地部用地補償・土地調整管理官をもってこれに充てる。
- 3 事務局は、本協議会運営のための事務を行う。

(その他)

第 10 条 この規約に定めるもののほか、本協議会の運営等に関し必要な事項は、幹事会が別に定める。

2 本協議会は、委託業務の協議や調整を行わない。

附 則

この規約は、平成31年2月1日から適用する。

この規約は、令和元年7月11日から適用する。

この規約は、令和3年6月14日から適用する。

この規約は、令和4年5月30日から適用する。

この規約は、令和4年7月20日から適用する。

この規約は、令和5年3月22日から適用する。

この規約は、令和5年 月 日から適用する。

別表1 行政機関

行政機関名	登録官職名	備考
国土交通省近畿地方整備局	局長	会長
法務省大阪法務局	局長	会長代行
財務省近畿財務局	管財部長	
農林水産省近畿農政局	経営・事業支援部長	
福井県	土木部長	
滋賀県	土木交通部長	
京都府	建設交通部長	
大阪府	都市整備部長	
兵庫県	土木部長	
奈良県	県土マネジメント部長	
	地域デザイン推進局長	
和歌山県	県土整備部長	
京都市	行財政局財政担当局長	
	都市計画局長	
	建設局長	
大阪市	計画調整局長	
堺市	建設局長	
	建築都市局長	
神戸市	行財政局担当局長(資産活用担当)	
	建築住宅局長	

別表2 協力団体

協力団体名	備考
日本行政書士会連合会近畿地方協議会	
近畿司法書士会連合会	
日本土地家屋調査士会連合会近畿ブロック協議会	
近畿不動産鑑定士協会連合会	
(公社)福井県不動産鑑定士協会	
近畿弁護士会連合会	
福井弁護士会	
(一社)日本補償コンサルタント協会 近畿支部	
(公社)福井県宅地建物取引業協会	
(公社)全日本不動産協会福井県本部	
(公社)滋賀県宅地建物取引業協会	
(公社)全日本不動産協会滋賀県本部	
(公社)京都府宅地建物取引業協会	
(公社)全日本不動産協会京都府本部	
(一社)大阪府宅地建物取引業協会	
(公社)全日本不動産協会大阪府本部	
(一社)兵庫県宅地建物取引業協会	
(公社)全日本不動産協会兵庫県本部	
(公社)奈良県宅地建物取引業協会	
(公社)全日本不動産協会奈良県本部	
(公社)和歌山県宅地建物取引業協会	
(公社)全日本不動産協会和歌山県本部	
(一社)日本国土調査測量協会近畿地区事業委員会	

別表3 市町村

福井県

大野市	勝山市	鯖江市	あわら市
坂井市	吉田郡永平寺町	今立郡池田町	丹生郡越前町
三方郡美浜町	大飯郡高浜町	大飯郡おおい町	三方上中郡若狭町

滋賀県

大津市	近江八幡市	甲賀市	高島市
東近江市	米原市	蒲生郡日野町	蒲生郡竜王町
愛知郡愛荘町	犬上郡豊郷町	犬上郡甲良町	

京都府

八幡市	久世郡久御山町	与謝野郡与謝野町	舞鶴市
向日市	長岡京市	京田辺市	木津川市

大阪府

高槻市	八尾市	寝屋川市	大東市
羽曳野市	高石市	藤井寺市	泉南郡熊取町
池田市	枚方市	泉佐野市	柏原市
摂津市	豊能郡豊能町		

兵庫県

姫路市	伊丹市	赤穂市	三木市
加西市	丹波市	宍粟市	たつの市
多可郡多可町	美方郡新温泉町	芦屋市	相生市
加古川市	川西市	小野市	丹波篠山市
南あわじ市	淡路市	川辺郡猪名川町	加古郡播磨町
神崎郡市川町	神崎郡福崎町	神崎郡神河町	赤穂郡上郡町
佐用郡佐用町			

奈良県

奈良市	大和郡山市	香芝市	天理市
葛城市	生駒郡平群町	宇陀郡御杖村	吉野郡大淀町
吉野郡下市町			

和歌山県

海南市	有田市	紀の川市	伊都郡かつらぎ町
有田郡湯浅町	有田郡有田川町	日高郡美浜町	日高郡由良町
日高郡印南町	日高郡みなべ町	日高郡日高川町	東牟婁郡那智勝浦町
和歌山市	橋本市	御坊市	田辺市
新宮市	岩出市	有田郡広川町	日高郡日高町

西牟婁郡白浜町	西牟婁郡上富田町	西牟婁郡すさみ町	東牟婁郡太地町
東牟婁郡古座川町	東牟婁郡北山村	東牟婁郡串本町	

別表4 幹事会

行政機関名	幹事名	備考
国土交通省近畿地方整備局	用地部長	座長
	建政部長	
法務省大阪法務局	民事行政部長	
財務省近畿財務局	管財部国有財産調整官	
農林水産省近畿農政局	経営・事業支援部農地政策推進課長	
福井県	土木部土木管理課長	
滋賀県	土木交通部監理課用地対策室長	
京都府	建設交通部用地課長	
大阪府	都市整備部用地課長	
兵庫県	土木部用地課長	
奈良県	県土マネジメント部用地対策課長	
	地域デザイン推進局県土利用政策室長	
	収用委員会事務局長	
和歌山県	県土整備部県土整備政策局用地対策課長	
	県土整備部都市住宅局都市政策課長	
京都市	行財政局管財契約部資産管理課長	
	都市計画局住宅室住宅政策課 空き家対策課長	
	建設局道路建設部用地課長	
大阪市	計画調整局計画部都市計画課長	
堺市	建設局用地部用地第二課長	
	建築都市局都市計画部都市計画課長	
神戸市	行財政局資産活用課長	
	建築住宅局政策課担当課長 (空家空地活用担当)	